

差別を許さない 人材育成基本計画

自らの思いが語り合えるつながりをめざして
キラキラと輝く子ども

令和7年4月23日

福 知 山 市

1 策定経過

本市においては、「同和対策審議会答申」の「同和問題の解決は国の責務であると同時に国民的課題である」を基本認識に位置づけ、長年にわたって市政の最重点課題として、同和問題（部落差別）解決に向けた取組を進めてきたところである。

本市同和教育の推進においては、特に同和問題（部落差別）解決を担う人材育成を中心課題として、子ども会活動をはじめ、人権ふれあいセンター、児童館（センター）、教育集会所、（以下この3施設について「人権推進施設」という）の活動を通じて、家庭、地域、学校と連携し地区内学習を推進してきた。また、就学奨励金の主旨の徹底や中学生交流研修会、高校生派遣事業など各種人材育成事業を精力的に展開してきた。こうした取組は、子どもたちが正しい同和問題（部落差別）との出会いをもとに、差別に立ち向かい、そして差別の撤廃に向けて支え合う仲間づくりを進めてほしいという、被差別の現実から地域や保護者の切実な願いが込められたものである。さらには、平成3年の南陵中学校作文書き換え差別事象を契機に、社会教育、学校教育及び就学前教育による一貫した同和教育プログラムの策定を図ることを方針として、学社連携はもとより地域住民の期待と信頼を得ながら差別を許さない人材育成の取組を進めることが確認されてきた。こうした人材育成の取組の中で、地区内学習会に積極的に参加し同和問題（部落差別）を中心にさまざまな人権問題に学び、自分の経験や考えを多くの仲間伝えていきたいという熱意から、意見発表する児童生徒、また各種人材育成事業に指導者として参画する人材が育ってきたところである。

2 策定趣旨

これらの同和教育推進の中での地区内を中心とした人材育成は、昨今の同和問題（部落差別）の現状を踏まえ、同和教育上の今ある課題の解決のために、今後も人権推進施設を中心として、学社連携した取組が重要である。さらには、これまでの同和教育や人材育成の中で積み上げられてきた成果や手法を用い、同和問題（部落差別）の解決に向けた人材育成をあらゆる人権問題解決の人材育成に発展させることが重要である。

また、さまざまな被差別の立場の子どもと多くの周囲の子どもが差別への憤りを共有し、共に差別を許さない主体者として実践的活動をしていく仲間づくりにつないでいくことが重要となる。

そのためには、引き続き、解決すべき人権課題の中に同和問題（部落差別）をしっかりと位置付けたうえで、あらゆる人権問題の解決を図る人権教育・啓発の拠点である人権推進施設を中心として、家庭、地域、保育所、幼稚園、小中学校等と連携した地域別の人材育成を推進させるとともに、さまざまな被差別の立場にある当事者との連携、幅広い市民組織等との協働も視野に入れて、市内すべての子どもを対象にした差別を許さない人材育成の推進が重要となってくる。

ついては、被差別の立場にある子どもが勇気と自信を持ち、多くの子どもが共に共感しあい、差別を許さない人権社会の確立のために活躍することを願い、「差別を許さない人材

育成基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定するものとする。

3 基本理念

これまでの同和教育の豊かさと確かさを継承するとともに、福知山市人権尊重推進条例に基づく「第4次福知山市人権施策推進計画、福知山市人権教育実施方針及び福知山市人権保育基本方針」（以下「推進計画等」という。）の基本理念（※）に沿い、「あらゆる差別を許さず、なくしていく意欲と実践力をもった人材の育成」を図る。

※ 福知山市人権尊重推進条例の基本理念

人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重され、差別をはじめとする人権侵害は決して許されるものではないとの認識のもと行うものとする。

※ 第4次福知山市人権施策推進計画の基本理念

人権文化の創造と「共に幸せを生きる」共生社会の実現

人間の存在や命の尊厳を侵すことなく、他者の存在を認めて生きるとともに、一人ひとりが、かけがえのない存在であることを認識し、あらゆる機会に、あらゆる方法で実施される人権施策をとおして、人権という普遍的文化の創造と市民が主体となって「共に幸せを生きる」共生社会の実現に努めます。

※ 福知山市人権保育基本方針の基本理念

- (1) すべての子どもの命がかけがえのないものとして尊重し、一人ひとりの存在を尊く思い、自らを大切にすることを育てるとともに、お互いの人権を尊重し合うことができる子どもを育てます。
- (2) 遊びによって「生きる力」を蓄えていくために、子どもが思う存分安心して遊びこめる環境の中で、自尊感情と自律を育て、健康でしなやかな体と心を育むことを発達に応じて身につけられる保育を推進します。
- (3) 子どもは社会の大切な一員であり、子どもに関わるすべての大人がつながりながら、子どもを権利の主体として子どもの権利を保障する地域をつくります。

4 基本目標

子ども像

～自らの思いが語り合えるつながりをめざして キラキラと輝く子ども～

- (1) 日本国憲法、教育基本法の精神に則り、人類普遍の原理である人間の自由と平等

の人権意識に徹し、子どもの健全な成長発達を図る。

- (2) 差別の現実から深く学び、あらゆる人権問題に関わる不合理な差別をなくす科学的認識を育て、実践力を身につけた子どもを育成する。
- (3) 国際的視点に立ち、言語、生活習慣、価値観等の文化の違いを認め、違いが豊かさをはぐくむという多様性を尊重し、感性をもった子どもを育成する。
- (4) 差別に対する憤りを共感し、差別をなくすために共に行動し、実践する仲間づくりを大切にする子どもを育成する。
- (5) 学力の定着を図り幅広い進路展望を持ち、自己実現を可能にするために、自分で考え、行動し、責任がとれる子どもを育成する。
- (6) 社会人となったときに、地域で行われている諸活動や人権教育・啓発活動など幅広い社会活動の中で、人権尊重の精神に貫かれたリーダーとなり得る子どもを育成する。

5 重点項目

基本的な生活習慣の定着と豊かな心の育成を図り、学力の向上と進路実現及び自己実現を支援し、あらゆる人権問題の解決をめざせる人材育成につなげる取組を進めるため、次の5つを重点の柱とする。

(1) 差別を許さない子どもの育成

基本的な生活習慣の定着と豊かな心の育成を図ることにより、社会的立場を自覚し、差別を見抜き許さない実践的態度を持ち、人権に関わる事柄を直感的に感受し、共感的に受け止められる子どもを育成する。

このため、人権推進施設を中心として地区別推進計画を策定し、家庭、地域、関係諸機関と連携した人材育成を進める。

(2) 差別の現実から学ぶ

差別の現実から深く学び、子どもの実態把握に努め、親や地域の願いをくんだ取組を進める。

(3) 相談体制の整備

家庭と子どもを守るため、関係諸機関が連携し、ネットワークを構築する。

(4) 子どもをつなぐ

情報の提供や共有化などを図り、連携した事業展開を行うことにより、子どもをつなぐ取組を進める。

(5) 関係者の育成

知識・感性や専門性をもった関係者等の育成を図る。

6 施策の推進

1 保育所・幼稚園・認定こども園における就学前教育

こども福祉課・教育総務課・学校教育課

保育所・幼稚園・認定こども園では、将来の自立に向かって、基本的生活習慣の定着と豊かな心の育成を図り、ものごとに対する興味・関心・意欲の高揚などの基本的な視点を培うことにより、乳幼児の健全育成に努める。また、人間形成に必要な基礎をはぐくむため、さまざまな環境に配慮して、健康・人間関係・言葉・表現についてきめ細やかな指導に努める。具体的には、身近な環境を通して心身の健やかな成長・発達を促すため、友だちとの関わりや、主体的に遊びを創り出し展開させる活動を通じて、他者の存在に気づき相手を尊重する気持ちをはぐくむなど、人権尊重の精神の芽生えとしての人間形成の基礎を培う保育や教育に努める。

そのために、一人ひとりの成長の姿、親の思いや悩みなど、生活実態を的確に把握して発達段階に応じた保育・教育を推進する。また、心豊かで積極的に行動できる人材を育成するために、家庭・地域及び関係機関と十分に連携し、子育てに焦点化した保護者の組織化の支援に努める。

基本的な視点

- 子どもの人権感覚の育成
 - ・ 自尊感情を育てる
 - ・ 思いやりの心を育て、豊かな人間性を育む
 - ・ 自分で考え行動する力、自立を培う
 - ・ 人との関わりの中で、違いを認め合い尊重する心を育てる
- 子どもの育ちの保証
 - ・ 一人ひとりを大切にす
 - ・ 生命の尊さ、大切さを伝える
 - ・ 子どもの意欲と主体性を育てる保育環境を整える
 - ・ 子どもの遊びと表現を重視する
- 社会全体で子どもを育む
 - ・ 子育て家庭への寄り添い支援に努める
 - ・ 乳幼児教育と小学校教育との接続・連携を強化する
 - ・ 地域、関係機関と連携する

推進項目

- ① 各保育所・幼稚園・認定こども園の課題に応じて、指導計画を立てる。
- ② 人権感覚・人権意識を向上する。
 - ・ 様々な人権問題に関する正しい理解と認識を深め、一人ひとりが人権感覚・人権意識に根ざした行動を身につける。
- ③ 家庭訪問などにより個々の生活実態や親の願いを把握し、家庭教育支援の取組を進める

とともに、家庭の教育力の向上をめざした家庭、学校、保育所・幼稚園・認定こども園の連携を図る。

- ④ 人権保育と人権教育との接続・連携を強化する。
 - ・ 尊重すべき一人ひとりの子どもの個性や特性について確実に接続・連携し、子どもの生活の場が変わっても安心できる環境を整えるとともに、めざす子ども像についても共通認識・共通理解を図る。
- ⑤ 保育施設など、家庭、地域が密接に連携する。
 - ・ 集団の中で一律に活動することの大切さだけでなく、個々が自発的に取り組むことの大切さに目を向け、その活動から得られることについて家庭や地域に情報発信を行う。
- ⑥ 保護者に対し、子育てと関わってあらゆる人権問題に対する認識の深化と人権意識の高揚を図る人権教育を推進し、差別を許さないという生活態度の確立を促す。
- ⑦ 保育士・教職員研修の充実を図る。
 - ・ あらゆる人権問題に対する認識の深化と指導力の向上に努める。
 - ・ 中学校ブロックの小中一貫プログラムにつながる人権教育の推進に努める。

2 学校教育における人権教育

小学校・中学校・学校教育課

基本的人権の尊重を生涯にわたる学習課題として捉え、学校教育でその基礎を培う必要があり、あらゆる偏見や差別をなくすため、豊かな人権感覚と実践的態度をはぐくむことが重要である。

そのためには、教育活動全体に人権教育を位置付け、児童生徒の実態を的確に把握して、学力の充実や進路保障に努める。また、基本的人権の尊重の精神を養い、あらゆる人権問題の解決を図ろうとする意欲と実践力を持った児童生徒を育成する。

また、家庭・地域との信頼関係のもとに、家庭・地域・学校が一体となって人権が尊重される環境づくりを進め、あらゆる人権問題の解決をめざして、基本的な視点を共通理解し、心豊かで積極的に行動できる人材の育成に努める。

教育の保障という観点から、児童生徒の進路実現や自己実現を支援するための事業を実施し、あらゆる人権問題の解決に向けた主体者の育成に努める。

基本的な視点

- 豊かな感性と人権感覚を身につけ、生活の中で生かすことができる子どもを育成する。
- 自分の将来像を豊かにイメージし、その実現のために努力できる子どもを育成する。
- 社会性を身に付け、自らを律し、自らの力で生活を切り開いていける子どもを育成する。

推進項目

- ① 「推進計画等」と京都府教育委員会・本市教育委員会の「学校教育の重点」を踏まえて、地域や学校の実態を考慮した人権教育推進計画を策定する。また、校長主導の全校推進体制を整備し、日常的な点検をしながら実践に努める。
- ② これまでの同和教育の成果と手法を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重する心をはぐくむとともに、あらゆる人権問題についての正しい理解や認識の基礎を培い、差別を許さないという生活態度の確立を促す。
 - ・ 人権学習副読本「幸せを生きる」と各校独自の教材を使って、同和問題（部落差別）・女性の人権問題・障害のある人の人権問題・外国籍の人の人権問題等、さまざまな人権問題解決の視点を明確にし、発達段階に即して、組織的、計画的、継続的な指導を行う。
 - ・ 地域、児童生徒の実態や保護者の願いを的確に把握するとともに、小中学校間の連携を密にし、小中一貫した指導を行う。
- ③ 互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重するとともに、他者を尊重する態度や実践力を培う。被差別の立場にある児童生徒については、関係機関や家庭、地域との連携のもと自尊感情を高め、誇りをもってたくましく生きる力を育成する。
- ④ 教育の機会均等を図るため、教育諸条件の充実に努めるとともに、すべての児童生徒の学力充実、修学保障に努める。特に課題の見られる児童生徒については、個々の課題に即した個別指導を進める。
 - ・ 響プランFまなびの充実事業における基礎学力定着の取組、家庭教育支援の取組を有効に活用し、学力の向上と進路実現に向けた具体的な取組を計画的に進める。特に課題の見られる児童生徒については、課題を共通理解したうえで、個々の課題を的確に分析し、個に応じた指導の場と学習内容を設定し、基礎学力の定着をめざす。
- ⑤ 教職員の人権教育研修の充実に努める。
 - ・ あらゆる人権問題の解決に向けて果たすべき責務を自覚し、部落差別解消推進法等の目的を踏まえ、日常的・系統的に認識の深化と指導力の向上を図る研修に努める。
- ⑥ 人権教育推進に関わる連携の強化を図る。
 - ・ 家庭との連携のもと、児童生徒の生活・学力実態を把握し、個々の課題に即した指導を進める。
 - 地域、保護者に対して、人権学習の公開授業等を実施し、連携を深める。
 - 家庭教育の役割を明確にし、家庭の教育力向上に向けて啓発を行う。
 - ・ 関係行政機関や地域との連携を強化し、総合的な取組の促進に努める。
 - 人権推進施設や地域との連携を深め、学社融合した取組を進める。
 - ・ 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校等の連携、及び学校間の交流を強化し就学前も視野に入れた、幼児、児童生徒の発達段階に即した人権教育を推進する。

3 社会教育における人権教育

こども福祉課・人権推進室・人権推進施設・教育総務課・学校教育課・生涯学習課

基本的人権の尊重と人権という普遍的文化を構築するために、社会教育が果たすべき人材育成の重要性を認識し、「基本計画」の策定趣旨に基づき、あらゆる人権問題の解決を目指すための人材育成を推進する。そのためには、人権推進施設を中心として学社連携による「地区別推進計画」を作成し、地域における人材育成の推進を図る。

また、人権推進室をはじめ関係室課が連携し、「推進計画等」及び「基本計画」の策定趣旨を具体化するため総合的な人材育成を推進する。さらには、人材育成の推進にあたっては、被差別当事者との連携や市民活動等との協働をめざし、次代を担う多くの子どもが差別を許さない主体者となり得る人材育成を推進する。

基本的な視点

- 基本的人権とあらゆる人権問題について正しい理解や認識の基礎を培い、互いに協力して差別をなくしていく意欲を持った子どもを育成する。
- 差別解消への明るい展望を持った子どもを育成する。
- 差別や人権を科学的、実証的に捉え、その解決に向けて積極的に取り組むことができる子どもを育成する。
- 身近な問題を通して、差別を見抜き、許さず、なくそうとする積極的な姿勢をもった子どもを育成する。

推進項目

(1) 保育所・幼稚園・認定こども園

保育所・幼稚園・認定こども園が行う活動と連携しながら、遊びや体験を通して「基本的生活習慣の確立」と「豊かな心の育成」を図り、仲間づくりや人権を大切にすることを育てる。

- ① 人権推進施設と保育所・幼稚園・認定こども園、地域及び家庭が連携し、同和教育上今ある課題解決のために園児の状況把握に努め、「地区別推進計画」を基に自然・命を大切にすることを他者の存在に気づき、相手を尊重する気持ちを育て、生きていく力の基礎を培う。

(2) 小学生・中学生

小・中学校が行う人権教育活動と連携しながら、あらゆる人権問題についての認識を深め、差別を許さない仲間づくりを進める。また、人材育成の基礎となる学力の定着を図るため、学習のみならず、学習の基礎となる基本的生活習慣や忍耐力、さらには自主学習の基礎となる家庭における学習環境等幅広い視点からも、地域・家庭の教育を高める取組を進める。

- ① 人権推進施設と小・中学校、地域及び家庭が連携し、同和教育上今ある課題解決のために児童生徒の状況把握に努め、「地区別推進計画」を基に同和問題（部落差別）解決を

中心課題とした小中一貫した人材育成を図る。また、同和問題（部落差別）を人権問題解決の重要な柱と捉え、より多くの子どもが共感し、共にあらゆる差別を解決しようとする取組の推進を図る。

- ② 人権推進施設と小・中学校、地域及び家庭が連携し、人材育成の基礎を培い、自己実現力を高めるという視点に立ち、児童生徒の基本的な生活習慣の確立、学力向上及び修学支援など、子どもの成長過程と発達課題を踏まえた指導、保護者啓発を図る。
- ③ 人権推進施設を中心に、地域及び保護者と連携して小・中学生の自主活動の組織化を図ることにより、差別を許さない仲間づくりを進め、実践的態度と行動力の育成を図る。
- ④ こども福祉課、人権推進室及び人権推進施設が連携し、差別を許さない態度と実践を次代を担う多くの子どもに広げるという視点に立ち、「地区別推進計画」及び「基本計画」の策定趣旨を具体化するため、NPO等の市民活動と協働し、さまざまな被差別の実態に学び、被差別の立場にある子どもの人材育成や全市の子どもを対象とした人材育成の推進と組織化を図る。
- ⑤ こども福祉課、人権推進室及び人権推進施設が連携し、9館合同小学生社会体験交流研修・広島平和行動・STAR事業等を実施し、人材育成プログラムの推進に努める。

(3) 高校生・大学生等

小学校、中学校期において学習した内容を踏まえ、高等学校と連携し、あらゆる人権問題の解決の視点を明確にし、「人権問題の解決を自らの生き方の問題」として捉え自主的、自覚的に活動に参加するなど「実践する態度の形成」を図るとともに、人材育成プログラムのリーダーとして活躍できる人材を育成する。また、幅広い進路実現（進学・就職）と自己実現を支援するための取組を進める。

- ① 人権推進施設を中心に、地域、家庭及び高等学校等関係機関と連携し、同和問題（部落差別）の解決のための人材育成を図るために、生徒の状況把握に努め、「地区別推進計画」を基に取組を進める。また、同和問題（部落差別）を人権問題解決の重要な柱と捉え、より多くの高校生・大学生等が共感し、共にあらゆる差別を解決しようとする取組の推進を図る。
- ② 人権推進施設を中心に、地域、家庭及び高等学校等関係機関と連携し、高校生・大学生等の進路実現や個々の自己実現を高める支援に努め、将来的に地域における人材育成の指導者となり得る高校生・大学生等の育成に努める。
- ③ 人権推進施設を中心に、地域及び家庭と連携して、高校生・大学生等による自発的・自覚的な実践的学習活動を促すとともに、「高校生・大学生等の会」の組織化をめざし、あらゆる人権問題の解決に向けた人材育成を図る。また、高校の進学を支援するとともに、高校生等の人権啓発・学習会等を実施し、地域に還元される人材育成を進める。
- ④ こども福祉課、人権推進室及び人権推進施設が連携し、「推進計画等」及び「基本計画」の策定趣旨を具体化するため、沖縄人権文化体験研修・長崎平和の旅等を実施することにより、総合的・系統的な人材育成プログラムの推進に努める。

(4) 進路実現への支援と人材育成

ライフステージに応じた様々な学びの機会を提供することで、将来世代である子どもや

その保護者の将来展望を養うことに努め、併せて、地域と連携した学力定着の取組を進めることにより、子どもの希望進路の実現を支援する。

こうした、地域と連携した取組により、自己有用感や自己肯定感が養われ、併せて地域への関心が高められることで、地域に還元される人材の育成を図る。

- ① 地域未来塾など地域と連携した子どもの学びの環境整備に努め、子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないよう、子どもの自己実現の力の育成に努める。
- ② 人権問題・子どもの貧困問題などの地域課題について、啓発を進めることにより、地域への関心を高め、地域に還元される人材の育成を図る。

(5) 社会教育関係団体

家庭・地域社会・学校・関係機関が連携、協働し、市民総がかりで地域社会の教育力を高め、青少年が社会性や自立心を育み、心豊かに成長する取組を推進し、人材育成を進める。

このため、公民館をはじめ、社会教育関係団体などにおける自主的相互学習の指導者育成や、公民館巡回人権教育講座の学習内容や方法の工夫と改善、PTAなど各種団体の学習活動支援を行う。

(6) 保護者等

心豊かで積極的に行動できる児童生徒の人材育成については、保護者の理解、協力が必要であり、家庭での役割も重要となってくる。人材育成の推進にあたっては、家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、行政、人権推進施設が十分な連携を図り計画的に進める。また、幼児、児童生徒の各時期における課題を明確にし、発達段階に即した適切な家庭教育や人材育成への保護者支援を進めるための啓発や保護者会等の組織の充実及び組織化を図る。

(7) 職員研修の充実

同和問題（部落差別）を柱としたあらゆる人権問題の解決に向けて果たすべき責務を自覚し、部落差別解消推進法等の目的を踏まえ、日常的・系統的に認識の深化と指導力の向上を図る研修に努める。

(8) 差別を許さない人材育成「地区別推進計画」

人権推進施設が中心となり、基本計画の策定趣旨を踏まえ、各地域において家庭、地域、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校等と連携して一貫した人材育成プログラムを定め、取組の推進を図る。

7 推進体制・研修

1 基本計画・地区別推進計画を推進する体制の確立

「基本計画」及び「地区別推進計画」の推進にあたっては、福知山市人権施策推進会議

人材育成部会において、人権推進室、生涯学習課、学校教育課、教育総務課、こども福祉課の関係室課が調整・連携し、総合的に人材育成を行う。なお、学校・施設間調整は学校教育課、全市的つながり・組織化調整・「地区別推進計画」調整は人権推進室、就学前教育・保育行政調整はこども福祉課が行い、各室課の進行管理に基づき、人材育成部会が協議・全体調整を行う。

また、本計画を推進するために、市人権施策推進会議の人材育成部会において、人材育成に関する取組についての評価、点検を行い、各分野における人材育成の総合的な推進を図る。

2 基本計画・地区別推進計画に関する研修会

「基本計画」・「地区別推進計画」の取組を高めるため、職員研修として、「基本計画」・「地区別推進計画」に関する学習を実施する。